

別表

一 馬力数合計 1 を超える原動機（電動機、蒸気機関、蒸気タービン、ガス機関、石油機関等の内燃機関及び水車をいう。）を使用する作業で左に掲げるもの。

- (1) 裁縫、織物、撚糸、糸巻、組紐、電線被覆、編物、製袋
- (2) 製針、製釘、製鋸、鑪の目立、鋼球の製造、鍛冶又は鉋削
- (3) 骨、角、牙、蹄、貝殻、木材、皮革又は金属の乾燥研磨
- (4) 鉱物、岩石、土砂、硫黄、金属、ガラス、煉瓦、陶磁器、骨、貝殻の粉碎
- (5) コルク、エボナイト、セルロイド又は合成樹脂類の粉碎若しくは乾燥研磨又は人造砥石の加工
- (6) 鋸機、槌機、搗機、プレス、打貫機、高速回転粉碎機、ガラ機、玉みがき機又はボールミルを使用する物品の製造若しくは加工
- (7) 金属の切削、ガラスの研磨、印刷又は綴本
- (8) 金属箔又は金属粉の製造

二 馬力数合計三以上の原動機を使用する物品の製造又は加工

三 左に掲げる作業

- (1) 金属の溶融、精錬又は熱処理
- (2) 電気又はガスを用いる金属溶融又は切断
- (3) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング又はドライダイニング
- (4) セルロイドの加熱加工又は鋸機を用いる加工
- (5) 印刷用インキ又は絵具の製造
- (6) 合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造
- (7) 塗料、染料又は絵具の吹付
- (8) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
- (9) 骨炭その他動物質炭の製造
- (10) 活性炭又はカラメル製造
- (11) 動物質臓器又は排泄物を原料とする物品の製造
- (12) 羽又は毛の洗滌、染色又は漂白、繊維の染色、漂白、シルケット加工又は皮革の染色
- (13) ぼろ、屑綿、屑糸、屑紙、屑毛類の消毒、選別、洗滌又は漂白
- (14) 製綿、古綿の再製、起毛、反毛又はフェルトの製造
- (15) 墨、懐炉炭又は練炭の製造
- (16) 石綿、岩綿、鉍滓綿、ガラス綿、石膏、粘土、瓦、煉瓦、土器類、陶器類、人造砥石又はるつばの製造
- (17) ほうろう鉄器又はほうろう薬の製造

- (18) ガラスの製造、腐蝕、砂吹又は加熱加工
- (19) 塩素酸塩類、過塩素酸塩類、硝酸塩類、黄燐、赤燐、硫化燐、金属カリウム、金属ナトリウム、マグネシウム、過酸化水素水、過酸化カリ、過酸化ソーダ、過酸化バリウム、二硫化炭素、メタノール、アルコール、エーテル、アセトン、醋酸エステル類、ニトロセルローズ、ベンゼール、トルオール、キシロール、ピクリン酸、ピクリン酸塩類、テレピン油、芳香湯又は石油類の製造又は精製
- (20) マツチの製造
- (21) セルロイドの製造又はフィルムの再製
- (22) ニトロセルローズ製品の製造
- (23) ビスコースの製造
- (24) 溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
- (25) テレピン油又は、樹脂を原料とする物品の製造
- (26) 乾燥油又は溶剤を用いる擬革紙布、防火紙布又は絶縁紙布の製造
- (27) 溶剤を用いる塗料の加熱乾燥又は焼付
- (28) 石炭、亜炭、アスファルト、木材、樹脂の乾溜又はタールの蒸留又は精製（瓦斯事業法の適用を受けるものを除く。）
- (29) 塩素、ブロム、ヨード、硫黄、塩化硫黄、オキシ塩化燐、弗化水素、塩酸、硝酸、硫酸、クロールスルホン酸、燐酸、苛性ソーダ、苛性カリ、アンモニア水、炭素カリ、洗濯ソーダ、ソーダ灰、晒粉、次硝酸蒼鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒素化合物、バリウム加工物、鉛加工物、銅化合物、水銀化合物、クローム化合物、シアン化合物、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナール、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、醋酸、石灰酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン若しくはグアヤコールの製造又は精製
- (30) 蛋白質の加水分解による物品の製造
- (31) 油脂（ろうを含む。）の製造、精製又は加熱加工
- (32) 石鹼又はフアクチスの製造
- (33) 肥料の製造
- (34) 有機薬品の合成
- (35) 紙又はパルプの製造
- (36) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又はその残渣を原料とする製品の製造
- (37) セメント、消石炭、生石炭、又はカーバイトの製造
- (38) 電気用カーボンの製造
- (39) 汽罐、鉄槽、鉄筒、鉄製金庫類の槌打加工による金属製品の製造
- (40) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延
- (41) 金属の酸洗、腐蝕又は吹付

- (42) 電球、真空管又はネオン管その他これに類する放電管の製造
- (43) 電池の製造
- (44) 火気を使用する古罐潰し又は油罐の洗滌
- (45) 金属の鍍金又は皮膜加工
- (46) 電解及び充電
- (47) 合成樹脂の製造又は加熱加工
- (48) 鉛、水銀又はその化合物を用いる物品の製造
- (49) 発電、変電の作業
- (50) 作業場の床面積の合計が五十平方メートルをこえるものでラジオ、電気蓄音機、無線機その他これらに類する音響発生器の試験、調整
- (51) ガス機関、石油機関その他これらに類する機関の試験、調整